

平成 27 年（2015 年）3 月 20 日

建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止について

「廃棄物処理法に基づく行政処分を受けた者」及び「工事（業務）成績評定点が 60 点未満の者」については、入札参加停止になります。

1 不正又は不誠実な行為について

○「廃棄物処理法に基づく行政処分」による入札参加停止

廃棄物処理 法違反	廃棄物処理 法に基づく 行政処分	業務停止 30 日	業務停止 60 日	業務停止 90 日	許可取消し
	入札参加停 止期間	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月※

○適用時期

平成 19 年 4 月 1 日以降の入札公告案件から適用しています。

※平成 23 年 4 月 1 日から停止期間を改正し適用しています。

2 粗雑工事（業務）について

○「工事（業務）成績評定点が 60 点未満の場合」による入札参加停止

成績評定点	入札参加停止期間	備 考
55点～59点のとき	（警告）	2 回の警告は 1 か月の入札参加停止 3 回目以降はその都度 2 週間を加算
50点～54点のとき	1 か月	1 回目の警告期間中は 2 週間、2 回以上の 警告期間中は 1 か月以上を加算
49点以下のとき	2 か月	1 回目の警告期間中は 2 週間、2 回以上の 警告期間中は 1 か月以上を加算

●警告期間は、警告を受けた日から 2 年間とする。

●警告期間中に成績評定点に係る事由により入札参加停止措置を受けた場合は、警告期間が満了したものとする。

※品質確保の観点から受注業者への注意喚起を図るため、入札参加停止期間等を公表。

○適用時期

平成 27 年 3 月 20 日以降に確定した成績評定点に係る警告で適用します。

長野県建設部建設政策課

技術管理室 入札・契約班

電話 026-235-7313

FAX 026-235-7482

e-mail gijukan-nyukei@pref.nagano.lg.jp